

10 都府県（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・
愛知県・岐阜県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県）

にお住まいの宮崎県出身の皆様へ

緊急事態宣言発令中は 極力、来県自粛を！

令和3年1月7日に発令（3月7日まで期間延長）
された国の緊急事態宣言に基づき、10都府県の住民
の皆様には、不要不急の外出自粛が求められておりま
すが、その趣旨を踏まえ、本県への来県も極力、自粛
していただきますようよろしくお願いします。

※緊急事態宣言が延長又は解除された際には、このお願いも同様に延長又は解除
する予定です。

宮崎県の対応状況

2月8日から、県独自の緊急事態宣言から感染拡大
緊急警報に移行しますが、高い警戒レベルは維持し、
感染拡大の防止に努めます。

県民の皆様に対しても、県外との往来自粛をお願い
しているところです。

県ホームページ
「データで見る宮崎県の感染状況」



令和3年2月5日作成